

洗い出し結果リスト案

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方針等の検討				フォローアップ							
	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 見直し完了時期 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合		
															見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定							
															見直し後 PHASE	見直しの方向性の詳細	見直し予定							
															見直し後 PHASE	見直しの方向性の詳細	見直し予定							
															見直し後 PHASE	見直しの方向性の詳細	見直し予定							
1	青森県三戸町	総務課			書面掲示	条例	三戸町公告式条例	第2条	(条例の公布) 第二条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の原文及び年月日を記入して、その末尾に町長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、別表の 掲示場 に 掲示 しなければならない。	地方自治法	第16条	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型2	1㉔	3	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	令和9年3月	条例を改正する。（令和9年3月定例議会への上程を予定）					
9	青森県三戸町	議会事務局			対面講習	条例	三戸町議会基本条例	第13条	(議員研修の充実強化) 第十三条 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上を図るため、議員 研修 の充実強化を図る。 2 議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深めるため、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する 研修 を行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1㉔	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	全議員に、タブレットが配布され、容易にオンライン会議、研修が可能な状態にあり、かつ実際に一部会議へのオンライン参加が行われている。							
10	青森県三戸町	議会事務局			定期検査・点検	条例	三戸町議会基本条例	第18条	(条例の見直し) 第十八条 議会は、この条例が社会情勢の変化及び町民の声に対応しているかどうかを議会運営委員会において 毎年 検証し、議長に 報告 するものとする。 2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1㉔	1㉔	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	点検の周期等については、制度の適正な運用を期するため、かんわずすべきではない。							
11	青森県三戸町	議会事務局			目視	議会規則	三戸町議会議規則	第32条	(開票及び投票の効力) 第三十二条 議長は、開票を宣告した後、三人以上の 立会人 とともに投票を 点検 しなければならない。 2 前項の 立会人 は、議長が議員の中から指名する。 3 投票の効力は、 立会人 の意見を聴いて議長が決定する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1㉔	1㉔	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	「標準」町村議会議規則に準拠。							
12	青森県三戸町	議会事務局			定期検査・点検	条例	三戸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例	第2条	(報告) 第二条 議員は、毎年六月一日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間)に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第一号工において同じ。)における三戸町に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を 報告 しなければならない。 一 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項 ア 請負の対象とする役務、物件等 イ 契約締結日 ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1㉔	1㉔	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に準拠。							
13	青森県三戸町	議会事務局			往訪問覧・縦覧	条例	三戸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例	第4条	(報告等の保存及び 閲覧) 第四条 第二条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して十年を経過する日まで保存しなければならない。 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の 閲覧 又は写しの交付を請求することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型4	1㉔	1㉔	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に準拠。							
14	青森県三戸町	議会事務局			往訪問覧・縦覧	議会規程	三戸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程	第4条	(報告等の 閲覧) 第四条 条例第四条第二項の規定による 閲覧 (以下この条及び第六条において「 閲覧 」という。)は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して十四日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中に行うことができる。 2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。 3 閲覧 に係る報告及び訂正は、第一項に規定する場所以外に持ち出すことができない。 4 閲覧 に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破壊、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。 5 議長は、第一項及び前二項の規定に違反する者に対しては、その 閲覧 を中止させ、又は 閲覧 を禁止することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型4	1㉔	1㉔	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に準拠。							
15	青森県三戸町	議会事務局			往訪問覧・縦覧	議会規程	三戸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程	第6条	(期限等の特例) 第六条 条例第二条第一項の規定による報告をすべき期限が、三戸町の休日に関する条例(平成二年三戸町条例第十号)第一条に規定する休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。 2 第四条第一項の規定により 閲覧 をすることができる最初の日(以下「 閲覧開始日 」という。)が休日に当たるときは、その日の翌日をもって 閲覧開始日 とみなす。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型3	1㉔	1㉔	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に準拠。							
20	青森県三戸町	議会事務局			書面掲示	条例	三戸町議会図書室設置条例	第11条	第十一条 臨時図書室案内を発行し、新たに備え付けた図書類は、図書名著者名及び発行所等を所定の場所に 掲示 しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型4	1㉔	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	「所定の場所に掲示する」という取り扱いを改める。	令和9年3月	条例を改正する。（令和9年3月定例議会への上程を予定）					
24	青森県三戸町	議会事務局			往訪問覧・縦覧	条例	三戸町議会の個人情報の保護に関する条例	第28条	(開示の実施) 第二十八条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは 閲覧 又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、 閲覧 の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の 閲覧 に供しなければならない。 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	個人情報の保護に関する法律に準拠。							
26	青森県三戸町	議会事務局			定期検査・点検	条例	三戸町議会の個人情報の保護に関する条例	第51条	(施行の状況の公表) 第五十一条 議長は、 毎年度 、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1㉔	1㉔	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	個人情報の保護に関する法律に準拠。							

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方角等の検討				フォローアップ																	
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方角性	見直しの方角性の詳細	見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合											
																a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（趣旨の発注等による規制の明確化が必要） a-3.要見直し（今後規制の定数の見直しが必要） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） b-3.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し不要（アナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-2.見直し不要（アナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-3.見直し不要（アナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））																	
31	青森県三戸町	総務課			書面掲示	規則	三戸町庁舎管理規則	第8条	(広告物等の掲示) 第八条 管理者は、職員以外の方で庁舎内において広告物、ポスターその他これらに類するものを掲示しようとするものがあるときは、あらかじめ、 掲示 しようとするものを提示させ、その 掲示 について許可を受けさせるものとする。 2 前項の規定による 掲示 は、管理者の定める 掲示 場所で行わなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1㊲	3	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し後の具体的な理由等	令和9年3月	規則を改正する。														
32	青森県三戸町	総務課			目視	規程	三戸町副町長公舎管理規程	第7条	(明源届等) 第七条 入居者は、公舎を明け渡そうとするときは、明渡しの日前までに、公舎明渡し届(様式第四号)を町長に提出しなければならない。 2 入居者は、公舎を明け渡すときは、町長の指定する者の 立会 いを求めなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㊲	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し後の具体的な理由等	令和9年3月	規程を改正する。														
37	青森県三戸町	総務課			対面講習	規程	三戸町役場防火規程	第14条	(消防訓練) 第十四条 有事に際し被害を最少限度にとどめるため、消防訓練によって技術の練度を高めるものとする。実施基準は次による。 一 基本訓練 消火、通報、避難等の部分的な基本訓練を行う。 二 総合訓練 部分的な基本訓練を総合的にまとめた訓練を行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㊲	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し後の具体的な理由等	令和9年3月	デジタル技術を活用した訓練を組み込むなど、運用を見直す。														
40	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	条例	政治倫理の確立のための三戸町長の資産等の公開に関する条例	第2条	(資産等報告書の作成) 第二条 町長は、その任期開始の日(再選挙により町長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十九条の二の規定の適用がある者にあつては当該者の退任の日があつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた町長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる事項等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、作成しなければならない。 一 土地(借託している土地(自己が借取権者であるものに限る。))を含む。) 所在、面積及び固定資産税の課税標準並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合(所得等報告書の作成) 第三条 町長(前年一年間を通じて町長であつた者(任期満了により町長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び町長となつたものにあつては、当該町長でない期間を除き前年一年間を通じて町長であつた者)に限る。))は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日まで(当該期間内に任期満了により町長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び町長となつたものにあつては、同月一日から再び町長となつた日から起算して三十日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。 一 前年分の所得について同前年の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基礎となつた事実) イ 総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十二	第2条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㊲	1㊲	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し後の具体的な理由等				政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律に準拠。													
41	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	条例	政治倫理の確立のための三戸町長の資産等の公開に関する条例	第3条	(所得等報告書の作成) 第三条 町長(前年一年間を通じて町長であつた者(任期満了により町長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び町長となつたものにあつては、当該町長でない期間を除き前年一年間を通じて町長であつた者)に限る。))は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日まで(当該期間内に任期満了により町長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び町長となつたものにあつては、同月一日から再び町長となつた日から起算して三十日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。 一 前年分の所得について同前年の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基礎となつた事実) イ 総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十二	第3条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㊲	1㊲	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し後の具体的な理由等				政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律に準拠。													
42	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	条例	政治倫理の確立のための三戸町長の資産等の公開に関する条例	第4条	(関連会社等報告書の作成) 第四条 町長は、毎年、四月一日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。))の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日まで(当該期間内に任期満了により町長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び町長となつたものにあつては、同月二日から再び町長となつた日から起算して三十日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。	第4条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㊲	1㊲	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し後の具体的な理由等				政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律に準拠。													
43	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・縦覧	条例	政治倫理の確立のための三戸町長の資産等の公開に関する条例	第5条	(資産等報告書の保存及び開覧) 第五条 前三条の規定により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、町長において、これらを作成すべき期間の末日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。 2 何人も、町長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の開覧又は写しの交付を請求することができる。	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1㊲	1㊲	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し後の具体的な理由等				政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律に準拠。													
44	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・縦覧	規則	三戸町長の資産等の公開に関する規則	第10条	(報告書の開覧) 第十条 条例第五条第二項の規定による報告書の開覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日から、することができる。 2 条例第五条第二項の規定による報告書の開覧は、町長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。 3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。 4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。 5 前三項の規定に違反する者に対しては、その開覧を中止させ、又は開覧を禁止することができる。 6 前各項に定めるもののほか、条例第五条第二項の規定による報告書の開覧に関し必要な事項は、町長が定める。	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1㊲	3	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し後の具体的な理由等				情報公開・個人情報保護審査会設置法に準拠。													

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方角性等の検討				フォローアップ										
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方角性			備考	見直しの状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合				
																見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定				未了の理由	再検討時期			
48	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・ 縦覧	規程	三戸町文書取扱規程	第5条	(文書の変領及び配布) 第五条 可に到達した文書は、総務課において受領する。ただし、各課の所管事務に係る文書で各課に直接到達したものは、当該各課において受領し、收受することができる。 2 変領した文書の配布は、次に定めるところによる。 一 文書は、配布先の明確な文書は開封のまま、不明確な文書においてはこれを開封し、所管する課、室、事務局、出先機関(以下「主務課」という。)を確認したうえで、文書配布欄等を通じて各課に配布する。 二 視覚文書、書綴、配達証明、内容証明及び特別送達等の取扱いをされたもの並びに現金及び有価証券が添付された文書(以下「特殊文書」という。))は、開封せず、封皮に受付日付印を押印し、特殊文書受付簿(様式第一号)に所要事項を記入のうえ、直接名宛人に配布する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1㉔	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直しの方向性 a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(趣旨の維持等による趣旨の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) c-1.見直し不要(アナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) c-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) d.見直し検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定 見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期		WEB版青森県報の活用等に運用を改める。	令和9年3月				
49	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・ 縦覧	規程	三戸町文書取扱規程	第23条	(保存文書の利用) 第二十三条 保存簿冊の保存書庫において保存されている文書の利用は、総務課の許可を得た上で鍵を借用することにより行わなければならない。 2 保存文書を書庫から持ち出す場合は、期間は原則として一週間以内とし、総務課に備え付けの保存文書持出簿(様式第九号)に所要事項を記入しなければならない。 3 各課の保存書庫で管理されている保存文書を利用する場合は、各所管課の定めに基づいて開覧等を行わなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1㉔	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	見直しの方向性 a-1.要見直し(条文の改正が必要)	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定 見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期		文書管理システムの導入及びデジタルデータによる文書保管等を進め、文書管理体制を一新させるとともに、それに準じた形で条文の改正を行う。	未定	規程を改正する。			
52	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・ 縦覧	条例	三戸町情報公開条例	第16条	(開示の方法等) 第十六条 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については複製又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、開示請求に係る行政文書を直接開覧又は視聴に供することにより当該行政文書が写損され、又は破損されるおそれがあるとき、開示請求に係る行政文書の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該行政文書に代えて、当該行政文書を複製した物を複製若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより、行うことができる。 2 行政文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては、これらの写し又はこれらを複製した物の写しを送付する場合を除き、実施機関が決定通知の際に指定する日時及び場所において開示を行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	見直しの方向性 b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定 見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期		行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行に準拠。					
54	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・ 縦覧	規則	町長が保有する行政文書の開示等に関する規則	第4条	(電磁的記録の開示の方法) 第四条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第十六条第一項の実施機関が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力したものの複製又はその写しの交付 二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの複製、聴取又は視聴 2 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る次の各号に掲げる電磁的記録について当該各号に定める方法による開示を容易に行うことができる場合においては、当該電磁的記録の開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とすることができる。 一 前項各号に掲げる電磁的記録 複写したものの交付 二 前項第一号に掲げる電磁的記録 専用機器により再生したもの	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	見直しの方向性 b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定 見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期		行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行に準拠。					
58	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・ 縦覧	規則	三戸町個人情報の保護に関する法律施行規則	第3条	(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第三条 実施機関は、個人情報ファイル簿(法第七十四条第二項第九号に掲げるものに限り、条例第三条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により条例個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。 2 条例個人情報ファイル簿は、実施機関が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。 3 実施機関は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。 4 実施機関は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第	個人情報の保護に関する法律施行令	第21条第5項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	見直しの方向性 b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定 見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期		個人情報の保護に関する法律に準拠。					
59	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・ 縦覧	規則	三戸町個人情報の保護に関する法律施行規則	第5条	(電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法) 第五条 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての法第八十七条第一項の規定により実施機関が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。 一 用紙に出力することができる電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録を用紙に出力したものの複製(開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するとき、その他相当な理由がある場合においては、当該出力したものの写しの複製)又はその写しの交付 二 用紙に出力することができる電磁的記録以外の電磁的記録に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報が記録されている電磁的記録を専用機器により再生したものの複製、聴取又は視聴 2 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る次の各号に掲げる	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	見直しの方向性 b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定 見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期		個人情報の保護に関する法律に準拠。					
62	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・ 縦覧	条例	三戸町情報公開・個人情報保護審査会条例	第10条	(委員による調査手続) 第十条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第八条第一項の規定により提示された行政文書若しくは保有個人情報若しくは複製品、同条第四項の規定による調査をさせ、又は前条第一項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聞かせることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1㉔	1㉔	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	見直しの方向性 c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定 見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期		情報公開・個人情報保護審査会設置法に準拠。					

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				フォローアップ											
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検討」の 場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合					
																見直しの方向性 の理由	見直しの方向性の詳細					見直しの理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由	見直しの理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由	未了の理由	再検討時期		
64	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	条例	三戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第2条	(報告の時期) 第二条 任命権者は、毎年六月末までに、町長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。	第2条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）												
66	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	条例	三戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第4条	(公表の時期) 第四条 町長は、第二条の規定による報告を受けたときは、毎年十二月末までに、同条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び青森県人事委員会からの公平委員会の事務の委託に係る業務の状況の報告を公表しなければならない。	第6条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）												
67	青森県三戸町	総務課			書面掲示	条例	三戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第5条	(公表の方法) 第五条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。 一 広報に掲載する方法 二 公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法 2 前項第二号の閲覧所は、三戸役場とする。	第7条第1項第3号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）				多様な閲覧方法に対応可能とするため条文の改正を行う。	令和9年3月	条例を改正する。（令和9年3月定例議会への上程を予定）						
68	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・縦覧	条例	三戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第5条	(公表の方法) 第五条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。 一 広報に掲載する方法 二 公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法 2 前項第二号の閲覧所は、三戸役場とする。	第7条第1項第3号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）				多様な閲覧方法に対応可能とするため条文の改正を行う。	令和9年3月	条例を改正する。（令和9年3月定例議会への上程を予定）						
70	青森県三戸町	総務課			書面掲示	条例	三戸町行政手続条例	第15条	(聴聞の通知の方式) 第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項 二 不利益処分の原因となる事実 三 聴聞の期日及び場所 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）				行政手続法の改正を参考に条文の改正を行う。	令和9年3月	条例を改正する。（令和9年3月定例議会への上程を予定）					
72	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・縦覧	条例	三戸町行政手続条例	第18条	(文書等の閲覧) 第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることになる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終了するまでの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。 3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）				行政手続法に準拠。							
74	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	条例	三戸町行政手続条例	第24条	(聴聞調査及び報告書) 第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調査を作成し、当該調査において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておくなければならない。 2 前項の調査は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の最終後速やかに作成しなければならない。 3 主宰者は、聴聞の最終後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張の理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調査とともに行政庁に提出しなければならない。 4 当事者又は参加人は、第一項の調査及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）				行政手続法に準拠。							

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方性等の検討				フォローアップ											
	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方性等		見直し予定 ／ （「継続検討」の場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合						
																見直しの方向性	見直しの方向性の詳細					未了の理由	再検討時期					
75	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・ 縦覧	条例	三戸町行政手続条例	第24条	(聴聞調査及び報告書) 第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調査を作成し、当該調査において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。 2 前項の調査は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の最終後速やかに作成しなければならない。 3 主宰者は、聴聞の最終後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調査とともに行政庁に提出しなければならない。 4 当事者又は参加人は、第一項の調査及び前項の報告書の 閲覧 を求めることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	3	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／ （「継続検討」の場合）再 検討時期										
74	青森県三戸町	総務課			FD等の記録媒体	規則	三戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則	第14条	(電磁的記録による作成等) 第十四条 町長等は、情報通信技術活用条例第六条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を町長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は 磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／ （「継続検討」の場合）再 検討時期							「電磁的記録をもって作成」等の表現に改めることとし、規則を改正する。			
73	青森県三戸町	住民福祉課			定期検査・ 点検	規程	三戸町住民基本台帳事務取扱規程	第18条	(報告) 第十八条 住民基本台帳に関する取扱事件は 毎月 集計し、翌七日までに本庁に 報告 しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①		d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／ （「継続検討」の場合）再 検討時期										
72	青森県三戸町	住民福祉課			FD等の記録媒体	条例	三戸町印鑑の登録及び証明に関する条例	第3条	(登録印鑑) 第三条 登録できる印鑑の枚数は、一人一個に限る。 2 次の各号の一に該当する印鑑は、当該印鑑の登録を受けることができない。 一 住民基本台帳に登録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「令」とい。)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの 二 職業、資格、その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの 三 ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの 四 印影の大きさが一辺の長さ八ミリメートルの正方形に収まる	住民基本台帳法	第6条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	—	—	—	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／ （「継続検討」の場合）再 検討時期										
71	青森県三戸町	住民福祉課			目視	条例	三戸町印鑑の登録及び証明に関する条例	第5条	(印鑑の登録) 第五条 町長は、前条の規定により印鑑の登録の申請があったときは、当該申請が本人によってなされた場合にあつては本人であること、当該申請が代理人によってなされた場合にあつては当該申請が本人の意思に基づくものであることの 確認 をするほか、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査したうえで登録しなければならない。 2 前項の 確認 は、郵送その他町長が適当と認める方法により当該登録申請者に文書で照会し、その照会に対する回答書を登録申請者に持参させることによつて行われなければならない。 3 町長は、登録申請者がみずから印鑑の登録申請をした場合において、次の各号に掲げる文書のいずれかの提示によつて当該登録申請者が本人であることを 確認 したときは、前項の方法による 確認 を省略することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／ （「継続検討」の場合）再 検討時期										
70	青森県三戸町	総務課			目視	条例	三戸町交通安全条例	第10条	(交通死亡事故等発生時の措置) 第十条 町は、交通死亡事故又は特定の区間若しくは地域に集中的に発生する交通事故(以下「交通死亡事故等」という。)が発生した場合、 現地調査 を実施して総合的な交通事故防止対策を検討するものとする。 2 町は、前項の検討結果を踏まえ、協議会に意見を求め、交通安全を確保する対策を推進するものとする。 3 町長は、交通死亡事故等が連続して発生し、今後も増加の傾向がうかがわれる場合は、協議会の開催を求め、交通死亡事故等の防止対策を協議した上で、「交通死亡事故等多発非常事態宣言」を発令し、町民ぐるみによる交通死亡事故等の防止対策を展開するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／ （「継続検討」の場合）再 検討時期										個別条例を改正する。（令和9年3月定例議会への上程を予定）
69	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・ 縦覧	選挙管理委員会規程	三戸町選挙管理委員会規程	第16条	第十六条 到着文書(電信を含む。以下同じ。)は庶務係で開封し、収発人名簿に記入の上、欄外に受付印を押印し、事務局長を経て委員長の 閲覧 に供しなければならない。 2 私信及び親展書は、封緘のまま宛名のものに交付する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／ （「継続検討」の場合）再 検討時期									「閲覧」の表記を改める。 規程を改正する。	
68	青森県三戸町	総務課			書面掲示	選挙管理委員会規程	三戸町公職選挙法執行規程	第4条	第四条 候補者が主として選挙運動のために使用する自動車、拡声機及び船舶の表示は、法第百四十一条(自動車、拡声機及び船舶の使用)第三項の規定によつて委員会が交付する様式第四号による表示板によつて行われなければならない。 2 表示板は、自動車にあつては冷却扉の前面、その他外部から見易い箇所、拡声機にあつては送話口の下部、船舶にあつては操縦室の前面又はこれに準ずる箇所に、その使用中常時 掲示 しておかなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／ （「継続検討」の場合）再 検討時期										公職選挙法準拠。
67	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・ 縦覧	選挙管理委員会規程	三戸町公職選挙法執行規程	第16条の2	第十六条の二 法第百九十二条(報告書の公表、保存及び 閲覧)第四項の規定による報告書の 閲覧 は、委員会に備付の 閲覧簿 に所定の事項を記入し、指定された場所で行われなければならない。 2 報告書は、前項の規定により指定された場所以外に持ち出してはならない。 3 報告書は重い重取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。 4 前三項の規定に違反する者に対しては、その 閲覧 を中止させ、又は 閲覧 を禁止する。	公職選挙法	第192条第4項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／ （「継続検討」の場合）再 検討時期										公職選挙法準拠。

規制の洗い出し											類型・PHASE		見直しの方性等の検討				フォローアップ									
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 /様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方性		見直し予定 / (「継続検討」の場合) 再 検討時期	備考	見直しの状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合				
																見直しの方向性	見直しの方向性の詳細					見直しの理由 /見直し不要の理由/継続 検討の具体的な理由 等	見直しの理由 /見直し不要の理由/継続 検討の具体的な理由 等	未了の理由	再検討時期	
107	青森県三戸町	総務課			書面掲示	条例	三戸町の議会の議員及び長の選挙ポスター掲示場に関する条例	第1条	(ポスター掲示場の設置) 第一条 三戸町の議会の議員及び長の選挙においては、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第百四十四条の二第八項の規定に基づき、法第百四十三条第一項第五号のポスターの 掲示場 (以下「ポスター 掲示場 」)という。)を設置する。	公職選挙法	第144条の2第8項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1㉔	1㉔	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	公職選挙法準拠。									
111	青森県三戸町	総務課			書面掲示	選挙管理委員会規程	三戸町の議会の議員及び長の選挙ポスター掲示場に関する規程	第2条	(ポスター掲示場の様式) 第二条 ポスター 掲示場 は、別記様式に準じて作成するものとする。 2 ポスター 掲示場 の区画数は、選挙のつど三戸町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定める。 3 ポスター 掲示場 の区画には、別記様式の例により、右端から縦に順次一連番号を記載するものとする。	公職選挙法	第144条の2第8項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1㉔	1㉔	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	公職選挙法準拠。									
112	青森県三戸町	総務課			書面掲示	選挙管理委員会規程	三戸町の議会の議員及び長の選挙ポスター掲示場に関する規程	第3条	(掲示の方法) 第三条 候補者は、ポスター 掲示場 にポスターを 掲示 する場合には、その候補者の立候補の届出順位の番号と同一番号の区画に 掲示 しなければならない。	公職選挙法	第144条の2第5項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1㉔	1㉔	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	公職選挙法準拠。									
116	青森県三戸町	総務課			目視	条例	三戸町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例	第4条	(選挙公報の発行手続) 第四条 委員会は、前条第一項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。 2 一の用紙に二人以上の候補者の氏名、経歴、政見、 写真 等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。 3 前条第一項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに 立ち会う ことができる。	公職選挙法	第172条の2	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1㉓	1㉓	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	公職選挙法準拠。									
121	青森県三戸町	議会事務局			実地監査	条例	三戸町監査委員条例	第4条	(請求又は要求による 監査) 第四条 監査 委員は、法第七十五条第一項、法第九十八条第二項、法第二百四十二条第一項若しくは法第二百四十三条の二の二第三項の規定による 監査 の請求又は法第九十九条第六項の規定による 監査 の要求があったときは、当該 監査 の請求又は要求を受理した日から十日以内に 監査 に着手しなければならない。	地方自治法	第75条第3項、第98条第2項、第242条第5項、第243条の2の8第3項並びに第199条第6項及び第7項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1㉔	1㉔	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	地方自治法準拠									
123	青森県三戸町	議会事務局			定期検査・点検	条例	三戸町監査委員条例	第8条	(出納検査) 第八条 法第二百三十五条の二第一項の規定による 検査 は、 毎月 二十四日に行う。ただし、その期日が休日又は職員の出勤を要しない日に当たるとき、その他やむを得ない理由により 検査 が行うことができないときは、その期日を変更することができる。	地方自治法	第235条の2第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1㉓	1㉓	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	地方自治法準拠									
128	青森県三戸町	税務課			書面掲示	固定資産評価審査委員会規程	三戸町固定資産評価審査委員会規程	第7条	(告示の方法) 第七条 委員会が行う告示は、三戸町告示条例(昭和三十年三戸町条例第一号)第二条第二項に定める 掲示場 に 掲示 して行う。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1㉔	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	令和9年3月	規程を改正する。							
129	青森県三戸町	税務課			往訪問覧・縦覧	固定資産評価審査委員会規程	三戸町固定資産評価審査委員会規程	第10条	(資料及び記録の閲覧) 第十条 委員会は、法第四百三十三条第三項の規定によって提出させた資料及び審査の議事並びに決定に関する記録について、審査申出人その他関係者から 閲覧 を求められた場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他特別の事由があるときを除き、その 閲覧 に 供する ものとする。 2 前項の 閲覧 は、委員会の指定する場所において行われなければならない。	地方自治法	第433条第10項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1㉓	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	デジタル技術の活用が許容されていない規定ぶりであることから、条文の改正が必要。	令和9年3月	規程を改正する。							
135	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	規則	三戸町職員の定年に関する規則	第8条	(報告) 第八条 町長は、定年に達した職員に係る勤務延長の状況に関し、任命権者から 定期的 に 報告 を求め、その的確な把握に努めるものとする。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㉓	1㉓	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	人事院規則に準拠。									
136	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	規則	三戸町管理監督職務上り年齢による降任等に関する規則	第11条	(報告) 第十一条 町長は、条例第九条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況に関し、任命権者から 定期的 に 報告 を求め、その的確な把握に努めるものとする。	当該規程	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㉓	1㉓	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	人事院規則に準拠。									

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方角性等の検討				フォローアップ										
	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 /様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	権規法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方角性		見直し予定 / (「継続検 討」の場合) 再 検討時期	備考	見直しの状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合					
																見直しの方向性	見直しの方向性の詳細					未了の理由	再検討時期				
137	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	規則	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則	第6条	(派遣職員の処遇の状況等の報告) 第六条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度の派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び派遣職員であって、当該年度に職務に復帰した職員の復帰時の処遇の状況等を別記様式により町長に報告するものとする。	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1④	1④	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	人事院規則に準拠。											
138	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	規則	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則	第9条	(退職派遣者の処遇の状況等の報告) 第九条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度の退職派遣者の特定法人(条例第九条第一号及び第二号に規定する株式会社又は有限会社をいう。)における処遇の状況等及び退職派遣者であって、当該年度に採用された者の採用時の処遇の状況等を別記様式により町長に報告するものとする。	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1④	1④	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	人事院規則に準拠。											
147	青森県三戸町	総務課			対面講習	条例	三戸町職員の育児休業等に関する条例	第25条	(勤務環境の整備に関する措置) 第二十五条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施 二 育児休業に関する相談体制の整備 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置	職員の育児休業等に関する条例(案)(平成4年2月13日自治体第20号)	第24条第1号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1②	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	人事院規則に準拠。										
151	青森県三戸町	総務課			対面講習	条例	三戸町職員のハラスメントの防止等に関する条例	第3条	(町長の責務) 第三条 町長は、ハラスメントの防止等のため必要な措置を講ずるとともに、職員がハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言を行うものとする。 2 町長は、ハラスメントの防止及び排除を図るため、職員に対し必要な研修等を実施するものとする。	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1②	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	オンライン講習等により実施することを可とし、すでに実施している。											
162	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	規則	三戸町職員の住居手当支給に関する規則	第7条	(事後の確認) 第七条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が給与条例第八条の第三項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1④	1④	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	給与の均衡支給の確保のため。											
164	青森県三戸町	総務課			目視	規則	三戸町職員の通勤手当に関する規則	第18条	(事後の確認) 第十八条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第十一条第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を实地に調査する等の方法により随時確認するものとする。	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1④	1④	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	通勤手当における通勤方法及び通勤所要回数等の点検・確認等について(通知)に準拠。											
165	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	規則	三戸町職員の通勤手当に関する規則	第18条	(事後の確認) 第十八条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第十一条第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を实地に調査する等の方法により随時確認するものとする。	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1④	1④	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	通勤手当における通勤方法及び通勤所要回数等の点検・確認等について(通知)に準拠。											
166	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	規則	三戸町職員の単身赴任手当に関する規則	第10条	(事後の確認) 第十条 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第十一条の第二項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。 2 任命権者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1④	1④	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	給与の均衡支給の確保のため。											
184	青森県三戸町	総務課			目視	規則	三戸町建設工事執行規則	第14条	(監督員) 第十四条 町長は工事の施行について必要な指示又は監督を行わせるため監督員を置くことができる。 2 前項に規定する監督員は、次の各号に掲げる職務を行う。 一 第十二条に規定する工事工程表を調査し、その内容を工事施行に適合するよう調査すること。 二 工事現場を常時監視して必要な指示をし、工事が契約書、図面及び仕様書に従って施行されるよう監視すること。 三 第十七条に規定する材料の調査を要する工事及び水中又は地中に埋設する工事その他完成後外面から検査することができない工事の施行に立ち会い監督すること。 四 監督上必要がある場合は、設計書に基づいて細部設計図若しくは原寸図を検査し、これを承認すること。 五 その他特に命ぜられた事項	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1④	1④	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	公共建設工事に関わる関係法令等に準拠。											
185	青森県三戸町	総務課			常駐・専任	規則	三戸町建設工事執行規則	第14条	(監督員) 第十四条 町長は工事の施行について必要な指示又は監督を行わせるため監督員を置くことができる。 2 前項に規定する監督員は、次の各号に掲げる職務を行う。 一 第十二条に規定する工事工程表を調査し、その内容を工事施行に適合するよう調査すること。 二 工事現場を常時監視して必要な指示をし、工事が契約書、図面及び仕様書に従って施行されるよう監視すること。 三 第十七条に規定する材料の調査を要する工事及び水中又は地中に埋設する工事その他完成後外面から検査することができない工事の施行に立ち会い監督すること。 四 監督上必要がある場合は、設計書に基づいて細部設計図若しくは原寸図を検査し、これを承認すること。 五 その他特に命ぜられた事項	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規則	類型1	1	1	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	公共建設工事に関わる関係法令等に準拠。											

規制の洗い出し													類型・PHASE		見直しの方角性等の検討				フォローアップ									
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方角性			見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み/未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合					
																見直しの方角性	見直しの方角性の詳細	見直しの方角性の理由 ／見直し不要の具体的な理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由					見直しの理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由	未了の理由	再検討時期			
186	青森県三戸町	総務課			常駐・専任	規則	三戸町建設工事執行規則	第15条	(現場代理人及び主任技術者) 第十五条 請負人は、現場代理人及び主任技術者を定め、町長に届け出なければならない。 2 前項の現場代理人と主任技術者は兼任することができる。 3 請負人又は現場代理人は、工事現場に常駐し、監督員の監督又は指示に従い工事現場の取締及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。 4 町長は、請負人の定めた現場代理人、主任技術者、使用人又は労働者等について、工事の施行上著しく不適当と認められる者があるときは、その理由を明示して請負人にその交替を要求することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）			公共建設工事に関わる関係法令等に準拠。									
187	青森県三戸町	総務課			目視	規則	三戸町建設工事執行規則	第17条	(立会施行) 第十七条 請負人が使用する材料のうち調合を要するものについては、監督員の立会の上調合したものでなければ使用することができない。 2 請負人は、水中又は地下に埋設する工事その他完成後外面から検査することができない工事は、監督員の立会の上施行しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）			公共建設工事に関わる関係法令等に準拠している。									
188	青森県三戸町	総務課			目視	規則	三戸町建設工事執行規則	第26条	(検査) 第二十六条 工事が完成したときは、請負人は工事完成検査申請書(様式第五号)を町長に提出し、立会の上検査を受けなければならない。この場合において、請負人が検査に立会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。 2 町長は工事の施行中においても必要であると認めるときは請負人を立会の上随時検査を行う。 3 前二項の検査に直接要する費用は、請負人の負担とする。ただし、工事の一部を取りこわして検査を行い、その結果不合格の事由がなかった場合においては、その部分の補修費用は、請負人との協議により町長が負担する。 4 第一項の検査は、工事完成検査申請書提出の日から十四日以内に行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）			公共建設工事に関わる関係法令等に準拠。									
189	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	規則	三戸町建設工事執行規則	第26条	(検査) 第二十六条 工事が完成したときは、請負人は工事完成検査申請書(様式第五号)を町長に提出し、立会の上検査を受けなければならない。この場合において、請負人が検査に立会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。 2 町長は工事の施行中においても必要であると認めるときは請負人を立会の上随時検査を行う。 3 前二項の検査に直接要する費用は、請負人の負担とする。ただし、工事の一部を取りこわして検査を行い、その結果不合格の事由がなかった場合においては、その部分の補修費用は、請負人との協議により町長が負担する。 4 第一項の検査は、工事完成検査申請書提出の日から十四日以内に行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）			公共建設工事に関わる関係法令等に準拠。									
208	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	規則	三戸町建設工事の指名競争入札に参加する者の資格等に関する規則	第3条	(資格審査) 第三条 建設工事の指名競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受け、かつ、前条に規定する資格を有するかどうかについて、町長の審査を受けなければならない。 2 前項の規定による審査(以下「資格審査」という。))は、隔年に一回定期の資格審査を行い、及び当該定期の資格審査を行う年の中間の年に追加の資格審査を行うほか、随時の資格審査を行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）			公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に準拠。									
211	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	規則	三戸町建設関連業務の指名競争入札に参加する者の資格等に関する規則	第3条	(資格審査) 第三条 建設関連業務の指名競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、前条に規定する資格を有するかどうかについて、町長の審査を受けなければならない。 2 前項の規定による審査(以下「資格審査」という。))は、次の各号に掲げる業種ごとに区分して行う。 一 測量業務 二 建築関係建設コンサルタント業務 三 土木関係建設コンサルタント業務 四 地質調査業務 五 補償関係コンサルタント業務 3 資格審査は、隔年に一回定期の資格審査を行い、及び当該定期の資格審査を行う年の中間の年に追加の資格審査を行うほか、随時の資格審査を行う。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）			公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に準拠。									
215	青森県三戸町	総務課			往訪問覧・縦覧	条例	三戸町財政説明書の作成及び公表に関する条例	第4条	(公表) 第四条 財政説明書の公表は、三戸町公告式条例(昭和三十年三戸町条例第一号)に定めるところによりこれを行う。「財政説明書」は、その公表の日から一ヶ月間何人も町長の指定した場所において閲覧を請求することができる。 2 前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し、必要な事項は、町長がこれを定める。 3 この条例に定めるもののほか「財政説明書」の作成及び公表の手續に関し、必要な事項は、町長がこれを定める。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用済みで変更済み））			インターネットによる閲覧が可能となっている。									
216	青森県三戸町	総務課			目視	規則	三戸町補助金等の交付に関する規則	第4条	(補助金等の交付の決定) 第四条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請にかかる書類を審査し、及び必要に応じて実地調査を行い、補助金等の交付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）			デジタル技術を活用して検査を行うことが可能であることを念頭に「実地に」の文言を削除する改正を行う。	令和9年3月	規則を改正する。							
217	青森県三戸町	総務課			目視	規則	三戸町補助金等の交付に関する規則	第8条	(状況調査等) 第八条 町長は、補助事業者に対し、補助金等の用途について報告を求め、又は実地に調査することがある。 2 町長は、前項の報告又は調査の結果必要と認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示をすることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）			デジタル技術を活用して検査を行うことが可能であることを念頭に「実地に」の文言を削除する改正を行う。	令和9年3月	規則を改正する。							

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方角性等の検討				フォローアップ									
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方角性		見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合			
																見直しの方角性	見直しの方角性の詳細					未了の理由	再検討時期		
218	青森県三戸町	税務課			書面揭示	条例	三戸町可税条例	第6条	(公示送達) 第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二十条の二の規定による公示送達は、三戸町公告式条例(昭和三十年三戸町条例第一号)第二条に規定する 掲示 場に 掲示 して行うものとする。	地方税法	第20条の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)			令和9年3月	条例を改正する。(令和9年3月定例議会への上程を予定)					
231	青森県三戸町	住民福祉課			FD等の記録媒体	条例	三戸町手数料徴収条例	別表	戸籍法(昭和二十二年法律第二百四十四号)第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで若しくは第百二十六条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第百二十条第一項若しくは第百二十六条の規定に基づく 磁気ディスク をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 戸籍法第十二条の二において準用する同法第十条第一項若しくは第十条の二第一項から第五項までの規定若しくは同法第百二十六条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第百二十条第一項若しくは第百二十六条の規定に基づく 磁気ディスク をもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	戸籍法	第119条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	-	-	-	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))				住民基本台帳法に準拠。					
233	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	条例	三戸町公の施設における指定管理者の指定制に関する条例	第8条	(事業報告書の作成及び提出) 第八条 指定管理者は、毎年度終了後三十日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第十条第一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して三十日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書提出しなければならない。 一 管理業務の実施及び利用の状況 二 利用料金の収入実績 三 管理経費の収支状況 四 前三号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして町長が定める事項	地方自治法	第244条の2第7項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)				地方自治法に準拠。					
234	青森県三戸町	総務課			目視	条例	三戸町公の施設における指定管理者の指定制に関する条例	第9条	(業務報告の聴取等) 第九条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に關し定期に、又は必要に応じて随時に報告を求め、 実地に調査 し、又は必要な指示をすることができる。	地方自治法	第244条の2第10項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)				地方自治法に準拠。					
235	青森県三戸町	総務課			定期検査・点検	条例	三戸町公の施設における指定管理者の指定制に関する条例	第9条	(業務報告の聴取等) 第九条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に關し 定期 に、又は必要に応じて随時に 報告 を求め、 実地に調査 し、又は必要な指示をすることができる。	当該例規	-	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)				地方自治法に準拠。					
240	青森県三戸町	教育委員会			書面揭示	教育委員会規則	三戸町教育委員会公告式規則	第2条	第二条 規則等は、会議において議決をした日から起算して、七日以内に公布するものとする。 2 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して教育委員が署名するものとする。 3 規則等の公布は、役場前の 掲示 場に 掲示 してこれを行う。	当該例規	-	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)			令和9年3月	規則を改正する。					
245	青森県三戸町	教育委員会			往訪問覧・縦覧	教育委員会告示	三戸町教育委員会事務局送付規程	第10条	(文書の收受等) 第十条 事務局に送達された文書は、事務局長が收受し、速やかに次の各号に定めるところにより処理するものとする。 一 封かん又は包装されているものは、直ちに開封し、文書收発簿(様式第一号)に登載し、教育長の 閲覧 に 供する ものとする。ただし、軽易な文書は、文書收発簿に登載する手続きを省略し、文書の余白に受付印(様式第二号)を押印して処理するものとする。 二 封皮に「 親展 」又は「 審留 」と明示されているものは開封せず、その封皮に受付印を押し、特殊文書受付簿(様式第三号)に登録したうえで直接そのあて名の者に配布する。この場合において、配布を受けた者が前号の規定による処理を必要と認められたものについては、速やかにその手続きを経るものとする。 三 現金、金券及び有価証券は、金券等処理簿(様式第四号)に登録し、あて名の者に配布する。	当該例規	-	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)				内部での通知文書の取扱いに関する規定であることから、改正不要					
248	青森県三戸町	教育委員会			定期検査・点検	教育委員会規則	三戸町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	第31条	(整備及び防火の計画等) 第三十一条 校長は、 毎年度 始め学校の整備、防火及び児童生徒の退避の計画をたて、必要に応じて訓練を実施し、常に非常の際に備えなければならない。 2 校長は、 毎年度 始め、前項の計画を教育委員会に 報告 しなければならない。	当該例規	-	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))				毎年度、校長先生から教育委員会へ報告する、という内容のものであり、改正不要					
249	青森県三戸町	教育委員会			対面講習	教育委員会規則	三戸町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	第31条	(整備及び防火の計画等) 第三十一条 校長は、 毎年度 始め学校の整備、防火及び児童生徒の退避の計画をたて、必要に応じて 訓練 を実施し、常に非常の際に備えなければならない。 2 校長は、 毎年度 始め、前項の計画を教育委員会に報告しなければならない。	当該例規	-	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)				防災訓練は現在も実施しており、今後も継続する予定					
251	青森県三戸町	教育委員会			常駐・専任	教育委員会規則	三戸町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	第32条	(宿日直) 第三十二条 校長は、学校の施設設備及び書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視等のため、所属職員に 宿日直勤務 又は 日直勤務 を命ずることができるものとする。 2 校長は、 宿日直勤務 及び 日直勤務 に関して必要な事項を定め、教育委員会に報告しなければならない。	当該例規	-	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)				日直、宿日は現在も配置しており、今後も継続する予定					

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方角性等の検討				フォローアップ									
	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方角性		見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合				
																見直しの方角性	見直しの方角性の詳細					未了の理由	再検討時期			
253	青森県三戸町	教育委員会			往訪問覧・縦覧	教育委員会規程	三戸町立小学校及び中学校の職員の職務等に関する規程	第9条	(遅参及び早退) 第九条 職員が遅参したとき又は早退しようとするときは、遅参早退簿(様式第八号)に所要事項を記入のうえ押印又は自署し、かつ、遅参したときは、校長の 同意 を受け、早退しようとするときは、校長にあっては教頭に通知し、その他の職員にあっては、校長の承認を受けるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）										
257	青森県三戸町	教育委員会			常駐・専任	教育委員会規程	三戸町立学校職員安全衛生管理規程	第7条	(衛生推進者) 第七条 学校に法第十二条の二に規定する衛生推進者を置く。 2 衛生推進者は、校長が所属職員のうちから 選任 する。 3 衛生推進者は、校長の指揮を受け、安全衛生管理事項のうち、衛生に関する事項を管理する。 4 校長は、衛生推進者を 選任 したときは、速やかに第一号様式により、教育長に報告しなければならない。	労働安全衛生法	第12条の2	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）										
258	青森県三戸町	教育委員会			常駐・専任	教育委員会規程	三戸町立学校職員安全衛生管理規程	第8条	(作業主任者) 第八条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第六条各号に掲げる作業を行う学校に、法第十四条に規定する作業主任者を置く。 2 作業主任者は、校長が当該作業に 従事 する者の中から 選任 する。 3 校長は、作業主任者を 選任 したときは、速やかに作業主任者 選任 報告書(第二号様式)により、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。 4 作業主任者は、安全衛生管理者の指揮を受け、当該作業に 従事 する者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行う。	労働安全衛生法	第14条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）										
262	青森県三戸町	教育委員会			定期検査・点検	教育委員会規程	三戸町立学校給食共同調理場運営規程	第7条	(給食費等の徴収及びその通知等) 第七条 給食費等は、給食等計画書の予定人員に含まれている場合には、児童・生徒又は職員が事故若しくは病気のため欠席し、給食等を受けなかった日についてもこれを徴収する。 2 前項の規定にかかわらず引き続き三日以上わたり給食等を受けなかった者又は死亡若しくは転校等により給食等を受けなかった者の当該日数にかる給食費等は徴収しない。 3 前項の適用を受けようとする者は、事前にその理由及び日数を所属する学校長に 届け 出なければならない。 4 前項の届を受理した学校長は、直ちに事務局長に給食等徴収変更 届 で通知しなければならない。 5 生活保護及び障害児児童生徒の給食費等の補助の取り扱いは事務局長の責任とする。 6 徴収区域内児童・生徒の名簿の作製及びその異動連絡は 学校	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））										
269	青森県三戸町	教育委員会			対面講習	教育委員会規程	三戸町スポーツ推進委員会に関する規則	第6条	(研修) 第六条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））										
280	青森県三戸町	住民福祉課			常駐・専任	規則	集会所管理規則	第2条	(使用許可) 第二条 集会所を使用するときは、集会所所在地の管理責任者の許可を受けなければならない。 2 管理責任者の 選任 は、集会所所在地の町民と協議のうえ町長が指定する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）										
283	青森県三戸町	住民福祉課			書面掲示	規則	行旅病人及び行旅死亡人取扱法施行規則	第10条	(告示) 第十条 法第九条の規定による告示は、様式第七号によるものとし、三戸町役場の 掲示場 に三十日以上これを 掲示 するものとする。	行旅病人及び行旅死亡人取扱法	第9条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）										
284	青森県三戸町	住民福祉課			対面講習	条例	三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	第3条	(一般原則) 第三条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、郡道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	第3条第4項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））										
285	青森県三戸町	住民福祉課			定期検査・点検	条例	三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	第16条	(特定教育・保育に関する評価等) 第十六条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の 評価 を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定教育・保育施設は、 定期的 に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による 評価 又は外部的者による 評価 を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	第16条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）										

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方角性等の検討				フォローアップ										
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方角性	見直しの方角性の詳細	見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合				
													見直し後 PHASE	見直しの方角性	見直しの方角性の詳細	見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期	未了の理由	再検討時期								
286	青森県三戸町	住民福祉課			対面講習	条例	三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	第21条	(勤務体制の確保等) 第二十一条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	第21条第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-1.見直し（法令の改正が必要） a-2.見直し（趣旨の達成による規制の明確化が必要） a-3.見直し（中長期計画の策定が必要） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） c-1.見直し（アナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） c-2.見直し（アナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直しの方角性の理由／見直しの方角性の理由等	見直し予定／（「継続検討」の場合）再検討時期								
287	青森県三戸町	住民福祉課			書面揭示	条例	三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	第23条	(揭示) 第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に同意する旨の重要事項を提示しなければならない。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	第23条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	R6改正済。「特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に同意する旨の重要事項を提示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない									
288	青森県三戸町	住民福祉課			対面講習	条例	三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	第32条	(事故発生の防止及び発生時の対応) 第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に実施すること。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本町、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 (特定地域型保育に関する評価等) 第四十五条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	第32条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	対面での実施に限定していない。									
289	青森県三戸町	住民福祉課			定期検査・点検	条例	三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	第45条	(特定地域型保育に関する評価等) 第四十五条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	第45条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し（活用可能な技術等が現時点で不存在）	特定地域型保育事業者の質の維持・向上に必要。									
290	青森県三戸町	住民福祉課			対面講習	条例	三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	第47条	(勤務体制の確保等) 第四十七条 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業ごとに、当該特定地域型保育事業の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	第47条第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	対面での実施に限定していない。									
292	青森県三戸町	住民福祉課			FD等の記録媒体	条例	三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	第53条	(電磁的記録等) 第五十三条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項に	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	第62条第2項第2号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	-	-	-	b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に準拠。									
294	青森県三戸町	住民福祉課			定期検査・点検	条例	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第5条	(家庭的保育事業者等の一般原則) 第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第二号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第5条第4項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し（活用可能な技術等が現時点で不存在）	家庭的保育事業者の質の維持・向上に必要。									

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				フォローアップ								
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性 a-1.見直し（条文の改正が必要） a-2.見直し（趣旨の趣旨による趣旨の明確化が必要） a-3.見直し（中核事項の整理が必要） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） c-1.見直し（アナログ的な手段に限定することを目指す） c-2.見直し（既に運用まで変更済み） d.見直し検討	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合		
																見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直しの具体的な理由／継続 検討の具体的な理由 等			未了の理由	再検討時期				
295	青森県三戸町	住民福祉課			対面講習	条例	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第7条	(家庭的保育事業者等と非常災害) 第七条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。	家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準	第7条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	現時点では実地訓練の代替はできない。							
296	青森県三戸町	住民福祉課			定期検査・点検	条例	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第7条の2	(安全計画の策定等) 第七条の二 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく	家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準	第7条の2第4項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	家庭的保育事業の安全な実施に必要。							
297	青森県三戸町	住民福祉課			対面講習	条例	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第7条の2	(安全計画の策定等) 第七条の二 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく	家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準	第7条の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	対面での実施に限定していない。							
299	青森県三戸町	住民福祉課			対面講習	条例	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第9条	(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技術の向上等) 第九条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準	第9条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	対面での実施に限定していない。							
300	青森県三戸町	住民福祉課			対面講習	条例	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第14条	(衛生管理等) 第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医薬品を備え、それらの管理を適正に行わなければならない。 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 5 居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備	家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準	第14条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	対面での実施に限定していない。							
302	青森県三戸町	住民福祉課			常駐・専任	条例	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第23条	(職員) 第二十三条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 一 調理業務の全部を委託する場合 二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合 2 家庭的保育者(法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者	家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準	第23条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	家庭的保育事業を実施する上で必要な人員配置。							
304	青森県三戸町	住民福祉課			常駐・専任	条例	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第29条	(職員) 第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限り。次号において同じ。) 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人	家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準	第29条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在）	小規模保育事業を実施する上で必要な人員配置。							

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				フォローアップ														
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性			見直し予定 ／ （「継続検討」 の 場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合							
																見直し後 PHASE	見直し後 PHASE	見直し後 PHASE					未了の理由	再検討時期						
305	青森県三戸町	住民福祉課			常駐・専任	条例	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第31条	(職員) 第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型においては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第31条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)														
307	青森県三戸町	住民福祉課			常駐・専任	条例	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第34条	(職員) 第三十四条 小規模保育事業C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業C型においては、調理員を置かないことができる。 2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第34条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)														
308	青森県三戸町	住民福祉課			常駐・専任	条例	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第44条	(職員) 第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき二人を下回することはできない。 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第44条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)														
309	青森県三戸町	住民福祉課			常駐・専任	条例	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第47条	(職員) 第四十七条 事業所内保育事業(利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第47条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)														
314	青森県三戸町	住民福祉課			対面講習	条例	三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	第6条	第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を要するよう努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行われなければならない。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	第6条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1②	1②	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)														
315	青森県三戸町	住民福祉課			定期検査・点検	条例	三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	第6条の2	(安全計画の策定等) 第六条の二 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づ	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	第6条の2第4項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)														
316	青森県三戸町	住民福祉課			対面講習	条例	三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	第6条の2	(安全計画の策定等) 第六条の二 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づ	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	第6条の2第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1②	2	b-1.見直し不要(現状でアナログな手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))														

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方角性等の検討				フォローアップ											
	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方角性		見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合						
																見直しの方角性	見直しの方角性の詳細					未了の理由	再検討時期					
318	青森県三戸町	住民福祉課			対面講習	条例	三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	第8条	(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等) 第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	第8条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-1.見直し（法令の改正がある） a-2.見直し（国の指針等による規制の明確化がある） a-3.見直し（中核業務の定型的な実施を行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し（アナログ的な手段に限定されていること等） c-2.見直し（活用可能な技術等が現時点で存在しない） d.継続検討												
319	青森県三戸町	住民福祉課			常駐・専任	条例	三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	第10条	(職員) 第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 一 保育士の資格を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校(業務継続計画の策定等)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	第10条第1項及び第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で存在しない）												
321	青森県三戸町	住民福祉課			定期検査・点検	条例	三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	第12条の2	(業務継続計画の策定等) 第十二条の二 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	第12条の2第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で存在しない）												
322	青森県三戸町	住民福祉課			対面講習	条例	三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	第12条の2	(業務継続計画の策定等) 第十二条の二 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	第12条の2第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））												
323	青森県三戸町	住民福祉課			対面講習	条例	三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	第13条	(衛生管理等) 第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	第13条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））												
329	青森県三戸町	健康長寿課			目視	要綱	老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置実施要綱	第4条	(措置の決定) 第四条 町長は、対象者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、直ちに当該対象者の実態を調査するものとする。 2 町長は、対象者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていない場合には、必要に応じ、要介護認定を受けさせるものとする。ただし、急を要する場合には、次項の規定による措置の決定後又は当該措置の開始後に要介護認定を実施するものとする。 3 町長は、第一項の実態調査及び前項の要介護認定の結果並びに次の各号に掲げる事項を総合的に勘案し、措置の決定を行うものとする。 一 対象者の意思と尊厳 二 対象者及び当該対象者の家族等の身体及び精神の状況並びに置かれている環境	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））												
330	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	要綱	老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置実施要綱	第4条	(措置の決定) 第四条 町長は、対象者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、直ちに当該対象者の実態を調査するものとする。 2 町長は、対象者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていない場合には、必要に応じ、要介護認定を受けさせるものとする。ただし、急を要する場合には、次項の規定による措置の決定後又は当該措置の開始後に要介護認定を実施するものとする。 3 町長は、第一項の実態調査及び前項の要介護認定の結果並びに次の各号に掲げる事項を総合的に勘案し、措置の決定を行うものとする。 一 対象者の意思と尊厳 二 対象者及び当該対象者の家族等の身体及び精神の状況並びに置かれている環境	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））												

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方性等の検討				フォローアップ						
	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方性等			見直しの状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合		
																見直し後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細			見直し予定 / (「継続検討」 の場合) 再 検討時期	備考	未了の理由
347	青森県三戸町	病院			書面提示	規則	三戸町国民健康保険三戸中央病院庁舎管理規則	第10条	(広告物等の 掲示) 第十条 職員は、庁舎内において広告物、ビラ、ポスターその他これらに類するものを 掲示 しようとするときは、あらかじめ、 掲示 しようとするものを管理者に提示し、その承認を受けなければならない。 2 管理者は、職員以外の者で庁舎内において広告物、ビラ、ポスターその他これらに類するものを 掲示 しようとするものがあるときは、あらかじめ、 掲示 しようとするものを提示させ、その 掲示 について許可を受けさせるものとする。 3 前二項の規定による 掲示 は、管理者の定める 掲示 場所で行なわれなければならない。ただし、管理者が特に必要であると認める場合は、この限りでない。 4 管理者は、第一項及び第二項の規定により承認又は許可をしたときは、その 掲示 しようとするものに、 許可証 (様式第五号)を	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1㉔	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容(改正内容や通知の内容が分かるように記載)	未了の理由	再検討時期
352	青森県三戸町	病院			対面講習	規則	三戸町国民健康保険三戸中央病院非常勤職員就業規則	第29条	(研修) 第二十九条 非常勤職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、 研修 に参加することを命ぜられた場合には、 研修 を受けなければならない。	地方公務員法	第39条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1㉔	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容(改正内容や通知の内容が分かるように記載)	未了の理由	再検討時期
353	青森県三戸町	病院			対面講習	規則	三戸町国民健康保険三戸中央病院非常勤職員就業規則	第35条	(安全衛生教育) 第三十五条 非常勤職員は、病院が行う安全又は衛生に関する 教育訓練 を受けなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㉔	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容(改正内容や通知の内容が分かるように記載)	未了の理由	再検討時期
354	青森県三戸町	病院			定期検査・点検	規則	三戸中央病院事業の財務の特例を定める規則	第30条	(支払済 通知書 及び現金出納簿の記載等) 第三十条 出納取金金融機関は、 毎日 支払を行ったものについて、翌日までに支払金 報告書 を会計管理者に送付するものとする。 2 企業出納員は、支払伝票に基づいて現金出納簿及びその他の帳簿に記載しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㉔	d.継続検討	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容(改正内容や通知の内容が分かるように記載)	未了の理由	再検討時期	
355	青森県三戸町	病院			目視	規則	三戸中央病院事業の財務の特例を定める規則	第50条	(実地 たな卸の 立合) 第五十条 前条第一項及び第二項の規定により 実地 たな卸を行った場合は、企業出納員は、町長の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を 立ち合 せなければならない。	何市(町村)水道事業会計規程(平成24年10月19日総財公第98号)	第60条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㉔	1㉔	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容(改正内容や通知の内容が分かるように記載)	未了の理由	再検討時期
356	青森県三戸町	病院			定期検査・点検	規則	三戸中央病院事業の財務の特例を定める規則	第88条	(計理状況の 報告) 第八十八条 事務長は、 毎月 末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、翌月二十日までに会計管理者に提出しなければならない。 2 会計管理者は、前項の場合により 報告 を受けた場合は、直ちに町長に提出しなければならない。	地方公営企業法	第31条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1㉔	d.継続検討	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容(改正内容や通知の内容が分かるように記載)	未了の理由	再検討時期	
365	青森県三戸町	病院			対面講習	規則	三戸中央病院規則	第14条	第十四条 病院は、医師又は歯科医師及び薬剤師その他医療従事者に、施設を利用して 実地研修 をさせることができる。ただし、あらかじめ院長の許可を受けなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㉔	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容(改正内容や通知の内容が分かるように記載)	未了の理由	再検討時期
369	青森県三戸町	病院			目視	規則	三戸中央病院看護師寮管理規則	第18条	(立入検査) 第十八条 院長は、火災の予防その他看護師寮の管理上必要があると認めるときは、入居者 立合 いの上 立入検査 をすることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㉔	1㉔	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容(改正内容や通知の内容が分かるように記載)	未了の理由	再検討時期
371	青森県三戸町	病院			対面講習	要綱	三戸町国民健康保険三戸中央病院対象暴力対策要綱	第9条	(研修 等) 第九条 事務長は、病院対象暴力に対し適切に対処するため、病院対象暴力対策担当者及び病院対象暴力に対し適切に対処することを必要とする職員に対し、必要な 研修 を行うものとする。 2 事務長は、前項の 研修 に当たっては、関係機関に協力を求めるものとする。 3 事務長は、第一項に規定する職員の 研修 に当たっては、積極的に 要請 できる業務の調整その他の必要な配慮をすることともに、病院対象暴力に対し適切に対処することができるよう必要な措置を講ずるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㉔	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容(改正内容や通知の内容が分かるように記載)	未了の理由	再検討時期
390	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービス事業の一般原則	第3条	(指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第三条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、地域包括支援センター若しくは他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業者を行う者)をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに町との連携に努めなければならない。 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、 研修 を実施する等の措置を講じなければならない。 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービス	指定地域密着型サービスの事業に関する基準	第3条第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㉔	1㉔	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し後の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し予定/ (「継続検討」の場合) 再検討時期	備考	見直しの状況(完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容(改正内容や通知の内容が分かるように記載)	未了の理由	再検討時期

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				フォローアップ										
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	権限法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性			見直し状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合					
																見直し後 PHASE	見直し後 PHASE	見直し後 PHASE			見直しの理由 (見直し不要の理由/継続 検討の具体的な理由 等)	見直し予定 ／(「継続検 討」の場合) 再 検討時期	備考	未了の理由	再検討時期	
391	青森県三戸町	健康長寿課			目視	条例		第4条	(基本方針) 第四条 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通達によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。	第3条の2	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1④	1④	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)											
395	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例		第6条	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の員数) 第六条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従事者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。 一 オペレーター(随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの連絡に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者をいう。以下この章において同じ。) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて一以上確保されるために必要な数以上 二 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度	第3条の4第1項、第3項、第4項、第9項及び第11項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))											
396	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例		第7条	(管理者) 第七条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	第3条の5	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))											
398	青森県三戸町	健康長寿課			往訪問覧・縦覧	条例		第9条	(内容及び手続の説明及び同意) 第九条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十一条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的	第3条の7第2項第1号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))											
399	青森県三戸町	健康長寿課			FD等の記録媒体	条例		第9条	(内容及び手続の説明及び同意) 第九条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十一条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的	第3条の7第2項第2号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	-	-	-	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))											
407	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例		第32条	(勤務体制の確保等) 第三十二条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業	第3条の30第4項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))											
408	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	条例		第32条の2	(業務継続計画の策定等) 第三十二条の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	第3条の30の2第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1④	1④	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))											

規制の洗い出し											類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				フォローアップ										
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	権限法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性			見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合				
																見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し不要理由 ／見直し否の具体的な理由 ／継続検討の具体的な理由等					見直し理由 ／見直し否の具体的な理由 ／継続検討の具体的な理由等	未了の理由	再検討時期		
409	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第32条の2	(業務継続計画の策定等) 第三十二条の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の30の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1㊟	1㊟	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。										
410	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第33条	(衛生管理等) 第三十三条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の31第3項第3号	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1㊟	1㊟	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。										
411	青森県三戸町	健康長寿課			書面掲示	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第34条	(提示) 第三十四条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示しなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による提示に代えることができる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の32第1項及び第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型2	1㊟	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用済み））	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に準拠。										
412	青森県三戸町	健康長寿課			往訪問覧・縦覧	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第34条	(提示) 第三十四条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示しなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による提示に代えることができる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の32第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型3	1㊟	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用済み））	令和6年3月に改正済み。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に準拠。「第三十四条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を提示しなければならない。」を提示しなければならない。										
413	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第39条	(地域との連携等) 第三十九条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が所在する区域を管轄する法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第五十九条の十七第一項及び第八十七条において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、介護・医療	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の37第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1㊟	1㊟	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。										
414	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第40条の2	(虐待の防止) 第四十条の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者に周知徹底を図ること。 二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の38の2第3号	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1㊟	1㊟	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。										
418	青森県三戸町	健康長寿課			目視	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第45条	(基本方針) 第四十五条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護(以下「指定夜間対応型訪問介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第4条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型3	1㊟	1㊟	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。										

規制の洗い出し											類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				フォローアップ								
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性 a-1.見直し（条文的改正が主眼） a-2.見直し（趣旨の抽出による解釈の明確化が主眼） a-3.見直し（中核事項の定義のみの見直し） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し（アナログ的な手段に限定されていること等が理由） c-2.見直し（法的根拠が不明瞭な点等が理由）	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合			
																			未了の理由	再検討時期					
431	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第59条の16	(衛生管理等) 第五十九条の十六 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従事者に周知徹底を図ること。 二 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を受取る機会を設けなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第33条第2項第3号	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1㉔	1㉔	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。								
432	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第59条の17	(地域との連携等) 第五十九条の十七 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について見直しを有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を受取る機会を設けなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第34条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1㉕	1㉕	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。								
435	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第59条の23	(従業者の員数) 第五十九条の二十三 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従事者」という。)の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従事者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。 2 前項の療養通所介護従事者のうち一人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第40条	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。								
436	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第59条の24	(管理者) 第五十九条の二十四 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第40条の2第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。								
441	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第61条	(従業者の員数) 第六十一条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。))ごとに置くべき従業者	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第42条第1項、第2項及び第6項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。								
443	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第62条	(管理者) 第六十二条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第43条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。								
445	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第66条	(管理者) 第六十六条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することでも差し支えない。 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第六十二条第二項に規定する町長が	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第47条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。								

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				フォローアップ											
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	権限法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性			見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合				
																見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由					見直し理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由	未了の理由	再検討時期		
447	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第82条	(従業者の員数等) 第八十二条 指定小規模多機能型居宅介護の事業者を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業者を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、 常勤換算 方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防(管理者)	第63条第1項、第4項、第10項及び第12項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	a-1.見直し(法令の改正が必要) a-2.見直し(趣旨の趣旨による規制の明確化が必要) a-3.見直し(中核業務の定型的な実施を行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難)) c-1.見直し(アナログ的な手段に限定されていること等理由) c-2.見直し(見直し後の運用が明確化が必要)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。										
450	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第83条	第八十三条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤 の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中核に掲げる施設等のいすれかが併設されている場合の項の中核に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法百十五条の	第64条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。											
453	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第94条	(法定代理受領サービスに係る報告) 第九十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。	第75条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。											
455	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第102条	(非常災害対策) 第二条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への連絡及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に 避難訓練 、 救出訓練 その他の必要な 訓練 を行わなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する 訓練 の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	第82条の2	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。											
456	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第110条	(従業者の員数) 第一百条 指定認知症対応型共同生活介護の事業者を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業者を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、 常勤換算 方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十一条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同	第90条第1項、第5項及び第7項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。											
458	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第111条	(管理者) 第一百一十一条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する 常勤 の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。 3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人	第91条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。											
461	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第117条	(指定認知症対応型共同生活介護の取組方針) 第一百七十七条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、安当適切に行われなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利	第97条第8項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定められているため、見直し不要。											

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				フォローアップ								
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和4年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性			見直し状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合			
																見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／ (「継続検討」 の場合) 再 検討時期			見直し理由 (見直し不要の理由/継続 検討の具体的な理由 等)	見直し理由 (見直し不要の理由/継続 検討の具体的な理由 等)	未了の理由	再検討時期
462	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第117条	(指定認知症対応型共同生活介護の取組方針) 第百七条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、渡りかつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 4 共同生活起居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利(勤務体制の確保等)	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第97条第7項第3号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1㊲	1㊲	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
463	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第123条	第百二十三条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第103条第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㊲	1㊲	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
464	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第130条	(従業者の員数) 第百三十条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「地域密着型特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 一 生活相談員 一以上 二 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)[又は介護職員 ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその総数を増すごとに一以上とすること。 イ 看護職員は、常勤換算方法で、一以上とすること。 ウ 常に一以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。 三 機能訓練指導員 一以上	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第110条第1項、第3項、第4項及び第6項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
466	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第131条	(管理者) 第百三十一条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かななければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本施設設の職務(本施設設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第111条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
468	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第138条	(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取組方針) 第百三十八条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を妥当適切に行われなければならない。 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、渡りかつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第118条第6項第3号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1㊲	1㊲	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
469	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第146条	(勤務体制の確保等) 第百四十六条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第126条第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㊲	1㊲	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
470	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第146条	(勤務体制の確保等) 第百四十六条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第126条第4項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1㊲	1㊲	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							

規制の洗い出し											類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				フォローアップ					
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性			見直し状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合	
																見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／ (「継続検討」の場合) 再 検討時期			見直し理由 (完了済み/未了)	見直し不要理由 (完了済み/未了)
471	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例		第151条	(従業者の員数) 第百五十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 二 生活相談員 一以上 三 介護職員又は看護職員若しくは准看護職員(以下この章において「看護職員」という。) ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその総数を増すごとに一以上とすること。	第131条第1項、第3項、第5項から第7項まで及び第11項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。						
473	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例		第157条	(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱い方針) 第百五十七条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、「地域密着型施設サービス計画」に基づき、滞りなく一体的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービス計画の作成)	第137条第6項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。						
474	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	条例		第158条	(地域密着型施設サービス計画の作成) 第百五十八条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域密着型施設サービス計画に当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現在抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むこ	第138条第10項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。						
475	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例		第159条	第百五十九条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実を旨とするよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整	第139条第7項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。						
476	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例		第163条	(機能訓練) 第百六十三条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。	第143条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。						
477	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例		第166条	(管理者による管理) 第百六十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本施設内の職務(本施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。	第146条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。						
478	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例		第169条	(勤務体制の確保等) 第百六十九条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護職員、准看護職員、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第一項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類す	第149条第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。						

規制の洗い出し													類型・PHASE		見直しの方角性等の検討				フォローアップ					
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方角性	見直しの方角性の詳細	見直し予定 ／（「継続検討」 の再検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合		
																見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し予定 ／（「継続検討」 の再検討時期							
479	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第171条 (衛生管理等) 第百七十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第151条第2項第3号	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。								
480	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第175条 (事故発生の防止及び発生時の対応) 第百七十五条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第155条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。								
481	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第182条 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱い方針) 第百八十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第162条第8項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。								
482	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第183条 (介護) 第百八十三条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の状態を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会を提供に代えることができる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第163条第8項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。								
483	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第187条 (勤務体制の確保等) 第百八十七条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第167条第2項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。								
484	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第187条 (勤務体制の確保等) 第百八十七条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第167条第4項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。								
487	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第191条 (従業者の員数等) 第百九十一条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、同一サービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が三又はその端数を増すごとに	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第171条第1項、第3項から第5項まで、第10項、第11項及び第13項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。								

規制の洗い出し											類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				フォローアップ												
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性			見直し予定 ／ （「継続検討」の 場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み/未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合						
																見直し後 PHASE	見直し後 PHASE	見直し後 PHASE					未了の理由	再検討時期					
489	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	第192条	(管理者) 第百九十二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。 3 第一項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービス（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第172条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	a-1.見直し（法令の改正が必要） a-2.見直し（趣旨の抽出による規制の明確化が必要） a-3.見直し（中核業務の特定のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） c-1.見直し（アナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） c-2.見直し（アナログ的な手段に限定されている（既に運用まで変更済み）） d.継続検討													
495	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	第3条	三戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに可との連携に努めなければならない。 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第3条第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））													
496	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	第5条	第五条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第5条第1項、第2項及び第6項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））													
498	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	第6条	(管理者) 第六条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に可長が定める研修を修了しているものでなければならない。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第6条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））													
500	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	第10条	(管理者) 第十条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する（内容及び手続の説明及び同意）	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第10条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））													
502	青森県三戸町	健康長寿課			往訪問視・縦覧	条例	三戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	第11条	第十一条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十七条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者（第五条第一項又は第八条第一項の従業者をいう。以下同じ。）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者（内容及び手続の説明及び同意）	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第11条第2項第1号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型3	2	2	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））													
503	青森県三戸町	健康長寿課			FD等の記録媒体	条例	三戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	第11条	第十一条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十七条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者（第五条第一項又は第八条第一項の従業者をいう。以下同じ。）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者（内容及び手続の説明及び同意）	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第11条第2項第2号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	-	-	-	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））													

規制の洗い出し														類型・PHASE		見直しの方性等の検討				フォローアップ							
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方性等の検討			備考	見直しの状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合					
																見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／(「継続検討」 の場合) 再 検討時期				見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的理由/見直し否の具体的な理由/継続 検討の具体的な理由 等	見直し理由 (直ちには運用の変更は困難)	見直し理由 (直ちには運用の変更は困難)	見直し理由 (直ちには運用の変更は困難)	未了の理由	再検討時期
504	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例		第28条	(勤務体制の確保等) 第二十八条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第28条第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。										
505	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	条例		第28条の2	(業務継続計画の策定等) 第二十八条の二 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第28条の2第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。										
506	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例		第28条の2	(業務継続計画の策定等) 第二十八条の二 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第28条の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。										
507	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例		第30条	(非常災害対策) 第三十条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第30条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。										
508	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例		第31条	(衛生管理等) 第三十一条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第31条第2項第3号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。										
509	青森県三戸町	健康長寿課			書面掲示	条例		第32条	(掲示) 第三十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第32条第1項及び第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	3項で「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」と改正されている。										
510	青森県三戸町	健康長寿課			往訪問覧・縦覧	条例		第32条	(掲示) 第三十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第32条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	3項で「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」と改正されている。										

No.	規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				フォローアップ					
	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性			見直し状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合	
																見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／ (「継続検討」 の場合) 再 検討時期			未了の理由	再検討時期
534	青森県三戸町	健康長寿課			往訪閲覧・縦覧	条例	第6条	(内容及び手続の説明及び同意) 第六条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十九条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第三条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第4条第4項第1号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	見直しの状況	実際の見直しの具体的な内容	未了の場合
535	青森県三戸町	健康長寿課			FD等の記録媒体	条例	第6条	(内容及び手続の説明及び同意) 第六条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十九条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第三条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第4条第4項第2号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	-	-	-	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用済みで変更済み))	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	見直しの状況	実際の見直しの具体的な内容	未了の場合
536	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	条例	第15条	(法定代理受領サービスに係る報告) 第十五条 指定介護予防支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。))に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者により当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該指定介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。)として位置付けられたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特別介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第13条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	見直しの状況	実際の見直しの具体的な内容	未了の場合
537	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	第20条	(勤務体制の確保) 第二十条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。 3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第18条第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	見直しの状況	実際の見直しの具体的な内容	未了の場合
538	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	条例	第20条の2	(業務継続計画の策定等) 第二十条の二 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第18条の2第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	見直しの状況	実際の見直しの具体的な内容	未了の場合
539	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	第20条の2	(業務継続計画の策定等) 第二十条の二 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第18条の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	見直しの状況	実際の見直しの具体的な内容	未了の場合
540	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	第22条の2	(衛生管理等) 第二十二條の二 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。))をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 二 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第20条の2第3号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	見直しの状況	実際の見直しの具体的な内容	未了の場合

規制の洗い出し													類型・PHASE		見直しの方針等の検討				フォローアップ					
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方針			見直し状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合			
																見直し方向性	見直し方向性の詳細	見直し予定 ／(「継続検討」の場合)再 検討時期			備考	未了の理由	再検討時期	
541	青森県三戸町	健康長寿課				書面揭示	条例	第23条	(揭示) 第二十三条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による提示に代えることができる。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第21条第1項及び第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
542	青森県三戸町	健康長寿課				往訪閲覧・縦覧	条例	第23条	(揭示) 第二十三条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による提示に代えることができる。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第21条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
543	青森県三戸町	健康長寿課				対面講習	条例	第28条の2	(虐待の防止) 第二十八条の二 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 二 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第26条の第3号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
544	青森県三戸町	健康長寿課				目視	条例	第32条	(指定介護予防支援の具体的な取組方針) 第三十二条 指定介護予防支援の方針は、第三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取組方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 一 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 二 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 三 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。 四 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第30条第7号及び第16号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちに運用まで変更済み))	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に準拠。							
545	青森県三戸町	健康長寿課				定期検査・点検	条例	第32条	(指定介護予防支援の具体的な取組方針) 第三十二条 指定介護予防支援の方針は、第三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取組方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 一 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 二 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 三 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。 四 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第30条第13号及び第16号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
547	青森県三戸町	健康長寿課				対面講習	条例	第33条	(基本方針) 第三十三条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。 3 指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第1条の2第5項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
548	青森県三戸町	健康長寿課				常駐・専任	条例	第5条	第五条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその倍数を増すごとにとする。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第2条第1項及び第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				フォローアップ								
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性			見直し状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合			
																見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定			未了の理由	再検討時期		
549	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第6条	(管理者) 第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。 3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第3条第1項及び第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
550	青森県三戸町	健康長寿課			往訪問覧・縦覧	条例	三戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第7条	(内容及び手続の説明及び同意) 第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十一条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第三条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六ヶ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第4条第5項第1号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
551	青森県三戸町	健康長寿課			FD等の記録媒体	条例	三戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第7条	(内容及び手続の説明及び同意) 第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十一条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第三条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六ヶ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第4条第5項第2号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	-	-	-	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	令和6年3月に改正済み。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に準拠。							
552	青森県三戸町	健康長寿課			目視	条例	三戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第16条	(指定居宅介護支援の具体的な取組方針) 第十六条 指定居宅介護支援の方針は、第三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取組方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。 四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第13条第7号及び第14号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	サイボウズの例規集上ではテレビ電話装置等の活用について記載されている。							
553	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	条例	三戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第16条	(指定居宅介護支援の具体的な取組方針) 第十六条 指定居宅介護支援の方針は、第三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取組方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。 四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第13条第14号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
554	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	条例	三戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第17条	(法定代理受領サービスに係る報告) 第十七条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、町(法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合においては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われている場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けられたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けら	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第14条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							
555	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第22条	(勤務体制の確保) 第二十二条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の員質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第19条第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。							

規制の洗い出し											類型・PHASE		見直しの方角性等の検討				フォローアップ										
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方角性等の検討			備考	見直しの状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合					
																見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定				未了の理由	再検討時期				
556	青森県三戸町	健康長寿課			定期検査・点検	条例	三戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第23条	(業務継続計画の策定等) 第二十三条 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第19条の2第3項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期									
557	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第23条	(業務継続計画の策定等) 第二十三条 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第19条の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期									
558	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第26条	(感染症の予防及びまん延の防止のための措置) 第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 二 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第21条の2第3号	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期									
559	青森県三戸町	健康長寿課			書面揭示	条例	三戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第27条	(揭示) 第二十七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これを一つでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第22条第1項及び第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型2	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期									
560	青森県三戸町	健康長寿課			往訪問覧・縦覧	条例	三戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第27条	(揭示) 第二十七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これを一つでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第22条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型3	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期									
561	青森県三戸町	健康長寿課			対面講習	条例	三戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第33条	(虐待の防止) 第三十三条 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 二 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第27条の2第3号	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期									
563	青森県三戸町	健康長寿課			書面揭示	規則	三戸町指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則	第2条	(指定の申請等) 第二条 法第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十五条の十二第一項及び第百十五条の二十二第一項の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所・指定介護予防支援事業所指定申請書(様式第一号)により行うものとする。 2 法第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第百十五条の十二第一項及び第百十五条の二十二第一項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定められている規制	類型2	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期									

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方角性等の検討				フォローアップ									
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方角性			見直しの状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合				
																見直し後 PHASE	見直しの方角性の詳細	見直し予定 ／(「継続検 討」の場合)再 検討時期			備考	未了の理由	再検討時期		
567	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例	第4条	(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第四条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。 一 保健師その他これに準ずる者 一人 二 社会福祉士その他これに準ずる者 一人 三 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。次項第二号において「省令」という。))第四百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。) その他これに準ずる者 一人 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められ前項各号に掲げる者のうちから二人(うち一人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。) 専らその職務に従事する常勤の前項第一号に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤の前項第二号又は第三号に掲げる者のいずれか一人	介護保険法施行規則	第140条の66第1号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。								
568	青森県三戸町	健康長寿課			常駐・専任	条例	三戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例	第4条	(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第四条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。 一 保健師その他これに準ずる者 一人 二 社会福祉士その他これに準ずる者 一人 三 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。次項第二号において「省令」という。))第四百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。) その他これに準ずる者 一人 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められ前項各号に掲げる者のうちから二人(うち一人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。) 専らその職務に従事する常勤の前項第一号に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤の前項第二号又は第三号に掲げる者のいずれか一人	介護保険法施行規則	第140条の66第1号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	国の法令に基づいて定めているため、見直し不要。								
572	青森県三戸町	住民福祉課			目視	条例	三戸町環境美化条例	第21条	(立入調査) 第二十一条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、町長が指定した職員に、不法投棄箇所、ポイ捨て箇所、自動車等の放置箇所又は自動販売機が設置されている土地若しくは建物の立入調査をさせることができる。 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を持参し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	d.継続検討	ドローン等の活用を検討。	令和9年3月								
573	青森県三戸町	住民福祉課			目視	規則	三戸町環境美化条例施行規則	第4条	(情報提供及び措置) 第四条 条例第十六条に規定する関係者からの不法投棄等の情報は、不法投棄等情報受付処理簿(様式第一号)により管理するものとする。 2 町長は前項の受付を行ったとき、あらかじめ指定した職員(以下「指定職員」という。))をもって速やかに現地調査を行い、不法投棄等の事実を確認し、必要な措置を講ずるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	d.継続検討	ドローン等の活用を検討。	令和9年3月								
577	青森県三戸町	建設課			目視	条例	三戸町簡易水道事業給水条例	第22条	(私設消火栓の使用) 第二十二条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほかは使用してはならない。 2 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、町長の指定する町職員の立会を要する。	標準給水条例(規程)の送付について(昭和33年11月1日衛水第61号)	第18条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	標準給水条例(規定)の改定が未だされていないことから、現段階では現行のままとし、改定された場合において検討する。現時点で私設消火栓は存在せず、影響もない。								
585	青森県三戸町	農業委員会			往訪問覧・縦覧	規則	三戸町農業委員会会議規則	第13条	(議事録) 第十三条 会長は、議事録を作成しなければならない。 2 議事録には議長及び委員会において定めた二人以上の出席委員が署名しなければならない。 3 議事録は、委員会の事務所に備えつけ一般の縦覧に供しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	農業委員会等に関する法律第三十三条の規定を参考に文言を整理。	令和9年3月	規則を改正する。						
611	青森県三戸町	農林課			実地監査	規程	三戸町畜産振興事業補助金交付規程	第14条	(会計の監査) 第十四条 町長は、補助事業者に対し必要があるときは、会計の監査を行い、又は必要な書類の提出を求めることがある。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	地方競馬全国協会畜産振興事業実施要綱の取り扱いに準じる。								
612	青森県三戸町	農林課			目視	条例	三戸町火入れに関する条例	第10条	(火入責任者の義務) 第十条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。 2 火入責任者は、火入れの際し、火入許可証を携帯しなければならない。 3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第十二条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現場の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。	〇〇市(町村)火入れに関する条例(昭和59年1月26日59林野保第19号)	第10条第1項及び第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	国有林野管理規程の取り扱いに準じる。								
614	青森県三戸町	農林課			目視	条例	三戸町火入れに関する条例	第12条	(火入従事者) 第十二条 火入者は、火入れに当たっては、一回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。))を配置しなければならない。 一 〇・二ヘクタール未満までは、五人以上 二 〇・二ヘクタールから〇・五ヘクタールまでは、十人以上 三 〇・五ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積〇・五ヘクタールにつき五人を前号の人数に加えて得た人数以上 2 火入者は、ノコ、タタ、カマ、スコップ等の消火に必要な器具を、火入従事者に携帯させなければならない。 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。	〇〇市(町村)火入れに関する条例(昭和59年1月26日59林野保第19号)	第12条第3項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	国有林野管理規程の取り扱いに準じる。								

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方角性等の検討				フォローアップ									
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 ／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方角性		見直し予定 ／ （「継続検討」 の場合）再 検討時期	備考	見直しの状況 （完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容 （改正内容や通知の内容が 分かるように記載）	未了の場合			
																見直し後 PHASE	見直しの方角性の詳細					見直しの理由 （見直し不要の具体的な理由／継続 検討の具体的な理由 等）	未了の理由	再検討時期	
615	青森県三戸町	農林課			常駐・専任	条例	三戸町火入れに関する条例	第12条	(火入従事者) 第十二条 火入者は、火入れに当たっては、一回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。 一 ○・二ヘクタール未満までは、五人以上 二 ○・二ヘクタールから○・五ヘクタールまでは、十人以上 三 ○・五ヘクタールを超える場合においては、その超える面積○・五ヘクタールにつき五人を前号の人数に加えて得た人数以上 2 火入者は、ノコ、ナタ、カマ、スコップ等の消火に必要な器具を、火入従事者に携帯させなければならない。 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。	〇〇市(町村)火入れに関する条例(昭和59年1月26日59林野保第19号)	第12条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	見直しの方角性の詳細	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等							
616	青森県三戸町	農林課			目視	条例	三戸町火入れに関する条例	第16条	(消防署長への通知等) 第十六条 町長は、火入れの許可を行った場合には、消防署長にその旨通知するものとする。 2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立入らせ、実地調査をさせることができる。 3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立入らせることができる。 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。	森林法	第188条第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	見直しの方角性の詳細	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等							
620	青森県三戸町	まちづくり課			目視	規則	三戸町工場等誘致奨励金交付規則	第5条	第五条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書(様式第一号)を町長に提出しなければならない。 2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、別表のとおりとする。ただし、町長が認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。 3 町長は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて実地調査を行い、奨励金の交付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。	当該規則	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	見直しの方角性の詳細	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	令和8年10月	規則を改正する。					
622	青森県三戸町	建設課			目視	規則	三戸町自動車の臨時運行許可の業務取扱に関する規則	第14条	(番号標の製作及び廃棄) 第十四条 番号標の製作は、陸運支局等を経由して発注する。 2 前条の場合において、番号標を補てんしようとするときは、前項に準ずるものとする。ただし、この場合において、補てんしようとする番号標の番号は、新たな番号とする。 3 識別困難及びき損した番号標又は紛失による残存の番号標を廃棄するとき、これを切断し、不正使用のないよう処分しなければならない。 4 前項の処分を行う場合には、二人以上の職員が立会をしなければならない。 5 番号標を新たに備え付けたとき、又は番号標の使用をやめたときは、臨時運行許可番号備付(廃止)届(第七号様式)により陸運支局等に通知するものとする。	当該規則	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	見直しの方角性の詳細	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	事務取扱規則(例)では、番号標の不正使用が疑われない処分方法として2名以上の職員の立会いによる番号標の切断に廃棄手段を限定しており、引き続き、切断者と切断の事実を記録する者等(撮影者等)、2名以上の職員の出発が必要						
624	青森県三戸町	建設課			書面掲示	規則	三戸都市計画公聴会規則	第3条	(公告) 第三条 町長は、公聴会を開催しようとするときは、その開催の期日の十日前までに、その日時、場所、公聴会において意見を聴こうとする案件(以下「案件」という。)その他必要な事項を公告するものとする。 2 前項の公告は、町内の掲示場に掲示して行うものとする。	当該規則	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	見直しの方角性の詳細	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	公告手段としてデジタル技術の活用を許容可能とする条文の改正が必要	令和9年3月	規則を改正する。				
625	青森県三戸町	まちづくり課			目視	規程	三戸町城山公園管理規程	第4条	第四条 管理人は、常に公園内を巡回して被害の防止と整備整備に努めると共に町民の奉仕者として勤務に当たらなければならない。	当該規則	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	見直しの方角性の詳細	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	公園の日常点検は、巡回・目視による確認が必要						
628	青森県三戸町	建設課			往訪問覧・縦覧	条例	三戸町災害危険区域に関する条例	第3条	(災害危険区域を表示する図書の縦覧) 第三条 町長は、前条に規定する災害危険区域の範囲及び、前条第三号に規定する災害危険区域にあっては災害危険基準高を平面図に表示し、公衆の縦覧に供しなければならない。	当該規則	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	見直しの方角性の詳細	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	災害危険区域は、大字・小字・地番を条例別表に記載しており、区域内で土地の分筆、合筆が行われた際に区域内外の判断が曖昧となる恐れがあるため、引き続き縦覧図書の備付けが必要						
629	青森県三戸町	建設課			書面掲示	条例	三戸町町営住宅管理条例	第4条	(入居者の公算の方法) 第四条 町長は、入居者の公算を次の各号に掲げる方法のうち二以上の方法によって行うものとする。 一 新聞 二 三戸町公告条例(昭和三十年三戸町条例第一号)により指定する場所における掲示 三 町の広報紙 2 前項の公算に当たっては、町長は、町営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。	公営住宅管理標準条例(案)について(平成8年10月14日建設省住総発第153号)	第3条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	見直しの方角性の詳細	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	公算の方法として、町公式ホームページへの掲載等を加えることにより、見直し可能と考える	令和9年3月	条例を改正する。(令和9年3月定例議会への上程を予定)				
630	青森県三戸町	建設課			定期検査・点検	条例	三戸町町営住宅管理条例	第30条	(収入超過者等に関する認定) 第三十条 町長は、毎年度、第十六条第三項の規定により認定した入居者の収入の額が第六条第一項第二号の金額を超え、かつ、当該入居者が、町営住宅に引き続き三年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。 2 町長は、第十六条第三項の規定により認定した入居者の収入の額が最近二年間引き続き第九条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き五年以上入居している場合においては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。 3 入居者は、前二項の認定に対し、町長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、町長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。	公営住宅管理標準条例(案)について(平成8年10月14日建設省住総発第153号)	第28条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	見直しの方角性の詳細	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	公営住宅管理標準条例案に準じる。						

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方性等の検討				フォローアップ									
No.	自治体名	所管課	担当者	連絡先	規制区分	例規等種別	条例等名 /様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和5年7月31日 ※施行基準日：令和5年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方性		見直し予定 / (「継続検 討」の場合) 再 検討時期	備考	見直しの状況 (完了済み/未了)	実際の見直しの具体的な内容 (改正内容や通知の内容が 分かるように記載)	未了の場合			
																見直しの方性	見直しの方性の詳細					未了の理由	再検討時期		
631	青森県三戸町	建設課			往訪問覧・縦覧	条例	三戸町可営住宅管理条例	第36条	(収入状況の報告の請求等) 第三十六条 町長は、第十五条第一項、第三十二条第一項若しくは第三十四条第一項の規定による家賃の決定、第十七条(第三十二条第三項又は第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第二十条第二項による明渡し等の請求又は第三十八条の規定による可営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を調査させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。 2 町長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。	公営住宅管理標準条例(案)について(平成8年10月14日建設省住総発第153号)	第35条第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)									
633	青森県三戸町	建設課			定期検査・点検	条例	三戸町可営住宅管理条例	第41条	(住宅の検査) 第四十一条 入居者は、可営住宅を明け渡そうとするときは、五日前までに町長に届け出て、住宅監理員又は町長の指定する者の検査を受けなければならない。 2 入居者は、第二十九条の規定により可営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で現状回復又は撤去を行わなければならない。 3 町長は、可営住宅の管理上必要があると認めるときは、可営住宅監理員又はその指定する職員に随時可営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。 4 前項の検査において、可営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該可営住宅の入居者の承認を得なければならない。この場合において、当該可営住宅の入居者は、正当な事由がなければ同項の検査を拒むことができない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)									
636	青森県三戸町	建設課			常駐・専任	規則	三戸町公共下水道指定排水設備工事業者規則	第4条	(指定排水設備工事業者の指定の申請等) 第四条 条例第七条第二項の申請書は、指定排水設備工事業者指定申請書(様式第一号)によるものとする。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 個人の場合にあっては、住民票の写し。法人の場合にあっては、商業登記法(昭和三十八年第五号)の登記事項証明書及び定款の写し 二 営業所等が設置されている場所の付近見取図 三 次項第一号に掲げる要件を備えていることを証する書面(様式第二号) 四 次項第二号に掲げる要件を備えていることを証する書面(様式第三号) 五 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可(同(教育))	標準下水道条例について(昭和34年1月18日厚生省衛発第1108号・建設省計発441号)	第6条の3第1項第1号	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1		d.継続検討									
648	青森県三戸町	総務課			対面講習	規則	三戸町消防団規則	第21条	(教育) 第二十一条 町長並びに消防団、分団、班において一年を通じ左記教育訓練を実施し向上を期しなければならない。 一 幹部講習 二 消防法規講習 三 ポンプ操法 四 放水演習 五 消防戦術 六 飛火警戒講習 七 礼式及び規律訓練 八 非常召集訓練 九 警備及び救助練習 十 自動車操縦訓練 2 町長及び消防団長は、検閲を実施し指導を行い消防力の充実	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)									